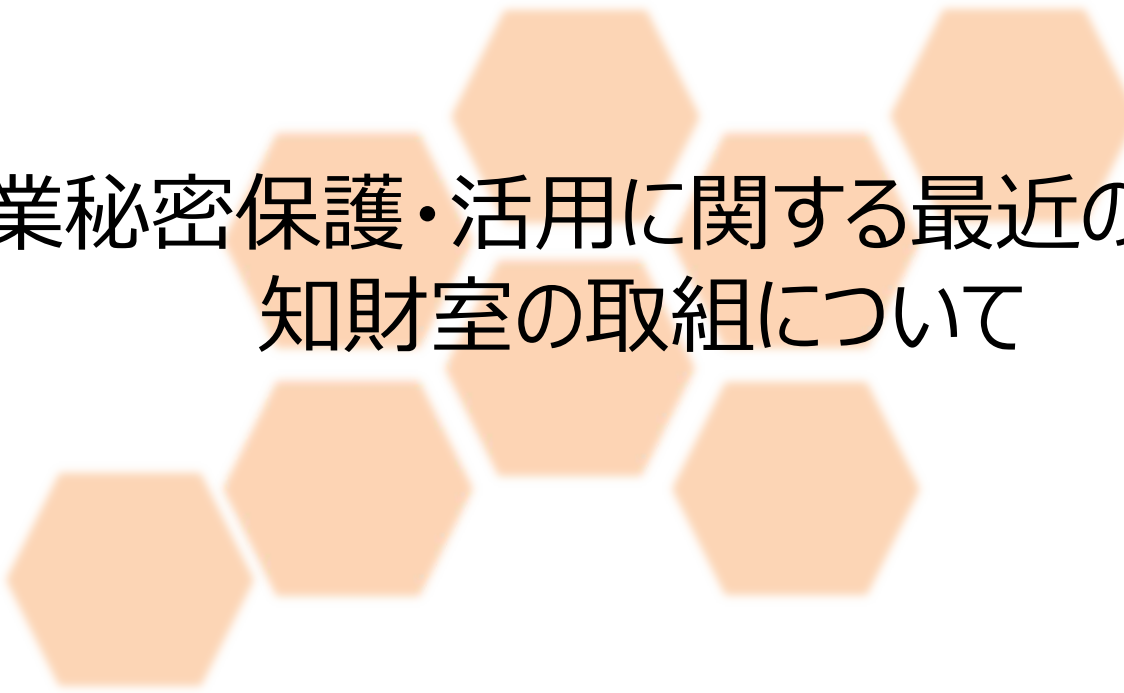




営業秘密保護・活用に関する最近の動きと 知財室の取組について

令和 2 年 7 月
知的財産政策室

1. 知的財産政策室の位置づけ・主な取組

知的財産に関する部局

経済産業省

経済産業政策局

知的財産政策室

- 知的財産政策にかかる企画・立案
- 不正競争防止法を所管
 - － 営業秘密、限定提供データの保護
 - － 商品等表示、商品形態の模倣
 - － 偽装表示の防止
 - － 外国公務員に対する贈賄の防止
- 不正競争防止法にかかる啓発・執行協力
- 「知的資産経営」の推進

通商政策局

通商機構部

- W T O 、 F T A ・ E P A 交渉等

商務情報政策局

情報経済課

- 「電子商取引に関する準則」の整備●
- インターネットオークション対策

コンテンツ産業課

- コンテンツ業界の海賊版被害対策

特許庁

- 特許法、実用新案法、意匠法、商標法を所管
- 模倣品対策、中小企業に対する支援

中小企業庁

- 中小企業の模倣品対策支援

内閣府 知的財産戦略推進事務局

- 知的財産推進計画のとりまとめ

警察庁

- 模倣品・海賊版の国内取締り（警察）

総務省

- プロバイダー責任制限法を所管

法務省

- 知的財産法に関する法整備支援
- 模倣品・海賊版の国内取締り（検察）

外務省

- 知財関連条約の交渉等

財務省

- 模倣品・海賊版の水際取締り（関税局）
- 酒団法（＝酒類の地理的表示の保護）を所管（国税庁）

文化庁

- 著作権法を所管

農林水産省

- 地理的表示法（＝食品、農林水産品の地理的表示の保護）、種苗法を所管

(参考) 不正競争防止法について (法律の全体構成)

法律の目的 (第1条)

不正競争の定義 (第2条)

国際約束に基づく禁止行為

① 周知な商品等表示の混同
惹起 (1号)

② 著名な商品等表示の冒用
(2号)

③ 他人の商品形態を模倣
した商品の提供
(3号)

④ 営業秘密の侵害
(4号・10号)

⑤ 限定提供データの
不正取得等
(11号・16号)

⑥ 技術的制限手段の効果を
妨げる装置等の提供
(17号・18号)

⑦ ドメイン名の
不正取得等
(19号)

⑧ 商品・サービスの
原産地・品質等の
誤認惹起表示
(20号)

⑨ 信用毀損行為
(21号)

⑩ 代理人等の商標冒用
(22号)

1 外国国旗、紋章等の不正
使用
(16条)

2 国際機関の標章の
不正使用
(17条)

3 外国公務員等への
贈賄
(18条)

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

刑事的措置のみ

措置の内容

民事的措置

- 差止請求権 (第3条)
- 損害賠償請求権 (第4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (第5条等)
- 書類提出命令 (第7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (第10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (第14条)

刑事的措置 (刑事罰)

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

- 罰則 (第21条)
 - ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 法人両罰 (第22条)
 - ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下
 - ・ その他：3億円以下
- 国外での行為に対する処罰 (第21条第6項・第7項・第8項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
- 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (第21条第10項等)

刑事訴訟手続の特例 (第23条～第31条)

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例 (営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等)

没収に関する手続等 (第32条～第40条)

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

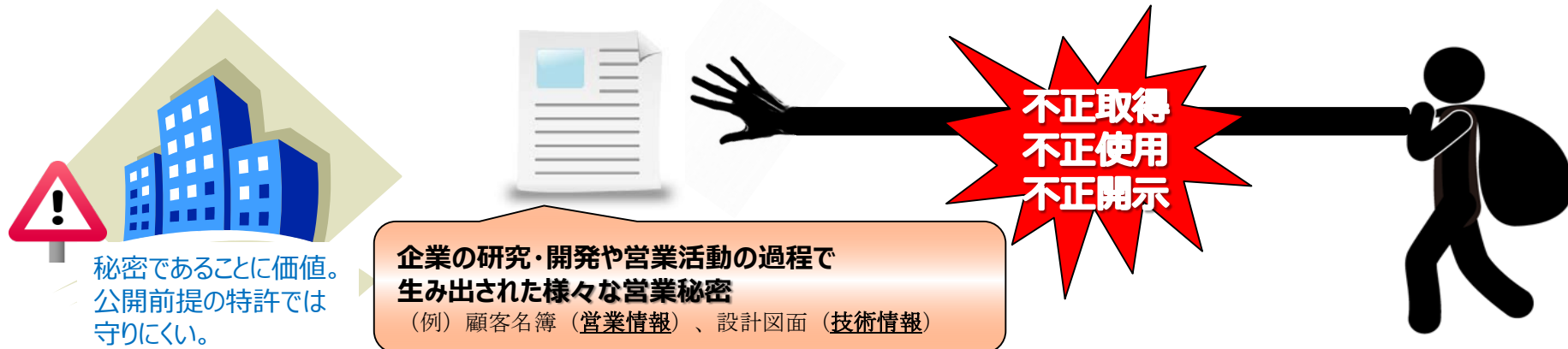
(参考) 平成以降の主な法律改正

平成 2(1990)年	G A T T・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、「営業秘密」に係る不正行為を不正競争行為として追加(1991.6.15施行)
平成 5(1993)年	全面改正 (①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充 (著名表示冒用行為・商品形態模倣行為)、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設 等) (1994.5.1施行)
平成10(1998)年	O E C D外国公務員贈賄防止条約の実施のため、外国公務員贈賄罪を規定(1999.2.15施行)
平成11(1999)年	デジタルコンテンツ保護の観点から、「技術的制限手段」に係る不正行為を不正競争行為として追加 (1999.10.1施行)
平成13(2001)年	①ドメイン名に係る不正行為を不正競争行為として追加、②外国公務員贈賄罪について規制対象の拡大 (2001.12.25施行)
平成15(2003)年	「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため①営業秘密の刑事的保護の導入、②民事的救済措置の強化、③ネットワーク化への対応(2004.1.1施行)
平成16(2004)年	①外国公務員贈賄罪について国外犯も処罰の対象に追加(2005.1.1施行) ②営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化 (秘密保持命令の導入、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の整備等) (裁判所法等の一部を改正する法律) (2005.4.1施行)
平成17(2005)年	営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の強化、条番号の整序(2005.11.1施行) →周知表示の混同惹起行為となる商品等の税関での輸入差止制度の導入 (関税定率法の一部改正)
平成18(2006)年	営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る刑事罰の強化、商品形態模倣行為の刑事罰の強化 (2007.1.1施行) →不正競争防止法違反物品の税関での輸出差止制度の導入 (関税法の一部改正) (2007.1.1施行)
平成21(2009)年	営業秘密侵害罪に係る刑事罰の強化 (①営業秘密を不当に保有し続ける行為 (領得行為) についても処罰対象に追加、②目的要件の拡大 (不正の競争の目的→図利・加害の目的に変更) 等) (2010.7.1施行)
平成23(2011)年	①営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備 (秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外での証人尋問等)、②技術的制限手段に係る規律の強化 (規制対象装置の範囲の拡大、刑事罰の導入、税関での輸出入差止制度の対象(関税法の一部改正)) (2011.12.1施行)
平成27(2015)年	①営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上 (法定刑の引上げ、非親告罪化、不正使用の推定規定、営業秘密侵害品の譲渡行為等の規制)、②営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備 (未遂処罰、転得者処罰、国外犯処罰の範囲拡大) (2016.1.1施行 (除斥期間の延長に関する部分のみ2015.7.10施行))
平成28(2016)年	営業秘密侵害品の税関での輸出入差止制度の導入 (関税法の一部改正) (2016.6.1施行)
平成30(2018)年	①「限定提供データ」に係る不正行為を不正競争行為として追加、②技術的制限手段に係る規律強化、③証拠収集手続の強化 (②2018.11.29施行、①③2019.7.1施行)

2. 営業秘密の保護・活用 ①営業秘密侵害への対応

窃取等の不正の手段によって営業秘密を不正取得し、自ら不正使用し、若しくは第三者に不正開示する行為等
(第2条第1項第4号～第10号)

「営業秘密」とは、①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、③公然と知られていないものをいう。
(第2条第6項)



民事的措置

- 差止請求権 (第3条)
- 損害賠償請求権 (第4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (第5条等)
- 書類提出命令 (第7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (第10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (第14条)

措置の内容

刑事的措置 (刑事罰)

営業秘密侵害行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

- 罰則 (第21条)
 - ・営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下
(海外使用等は3000万円以下) の罰金
- 法人両罰 (第22条)
 - ・営業秘密侵害罪の一部：
5億円 (海外使用等は10億円) 以下の罰金
- 国外での行為に対する処罰 (第21条第6項)
- 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (21条10項等)

2. 営業秘密の保護・活用 ②情報の保護レベルに応じた参考資料

情報の漏えいを未然に防止するための
様々な方策について紹介

「秘密情報の保護ハンドブック」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>

万が一、秘密情報が漏えいした場合に、
営業秘密として法的保護を受けるための対策を
紹介

「営業秘密管理指針」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>

秘密情報の保護ハンドブック
(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針
(法的保護レベル)

<秘密管理性の法的保護レベル>

情報に接することができる従業員等にとって、**秘密だと分かる程度の措置**が必要。

※企業の実態・規模等に応じた合理的手段でよい。

<秘密だと分かる程度の措置の例>

- ・紙、電子記録媒体への「マル秘[®]」表示
- ・化体物（金型など）のリスト化
- ・アクセス制限
- ・秘密保持契約等による対象の特定

上記はあくまで例示であり、

認識可能性が確保されているかがポイント。



2. 営業秘密の保護・活用 ③秘密情報の効果的な漏えい対策のガイド

- 秘密情報の漏えい対策集として、経済産業省は「秘密情報の保護ハンドブック」、「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」を作成。
- 漏えい要因を考慮した5つの「対策の目的」を設定。各社の状況に応じ、ルートごと、目的ごとにムリ・ムダ・ムラの無い形で対策を取捨選択。**ポイントを押さえた対策**をとることが重要。

物理的・技術的な防御

心理的な抑止

働きやすい環境の整備

接近の制御

持出し困難化

視認性の確保

秘密情報に対する
認識向上

信頼関係の
維持・向上等



1

秘密情報に近寄りにくく
するための対策



2

秘密情報の持ち出しを
困難にするための対策



3

漏えいが見つかりやすい
環境づくりのための対策



4

秘密情報だと思わなかった！
という事態を
招かないための対策



5

社員のやる気を高め、
秘密情報を持ち出そうという
考えを起こさせないための対策

- 対策の具体例
- アクセス権の設定
 - 秘密情報を保存したPCを不必要にネットに繋がらない
 - 構内ルートの制限
 - 施錠管理
 - フォルダ分離
 - ペーパーレス化
 - ファイアーウォールの導入 等

- 私用USBメモリの利用・持込み禁止
- 会議資料等の回収
- 電子データの暗号化
- 外部へのアップロード制限 等

- 座席配置・レイアウトの工夫
- 防犯カメラの設置
- 職場の整理整頓
- 関係者以外立入禁止看板（窓口明確化）
- PCログの記録
- 作業の記録（録画等） 等

- マル秘表示
- ルールの策定・周知
- 秘密保持契約の締結
- 無断持出禁止の張り紙
- 研修の実施 等

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- コミュニケーションの促進
- 社内表彰
- 漏えい事例の周知 等

2. 営業秘密の保護・活用 ④最近の動き ～年表～

最近の取組

平成27年	1月	「 営業秘密管理指針 」の全部改訂
	2月	INPIT「 営業秘密110番 」の設置
平成28年	1月	「 改正不正競争防止法（平成27年改正） 」の施行
		全国47都道府県警察において「 営業秘密保護対策官 」を指定
	2月	「 秘密情報の保護ハンドブック 」の公表
	6月	「 改正関税法（営業秘密侵害品の税関での水際差止を行う輸出入禁制品への追加） 」の施行
	7月	営業秘密官民フォーラムメールマガジン「営業秘密のツボ」 の配信開始
	12月	「 秘密情報の保護ハンドブックのてびき 」の公表
平成29年	3月	INPIT IP・eラーニング用学習教材「 秘密情報の保護ハンドブック 」配信
	7月	INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）の設置
平成30年	5月	不正競争防止法等の一部を改正する法律 の成立・公布
	11月	不正競争防止法施行令（営業秘密の推定規定） の施行
		平成30年改正（ 技術的制限手段に係る改正事項 ）の施行
平成31年	1月	「 営業秘密管理指針 」の改定、「 限定提供データに関する指針 」の策定
令和 元年	4月	海外における営業秘密漏えい対策支援事業 の開始
	7月	平成30年改正（ 限定提供データ等に係る改正事項 ）の施行
	9月	制度研究会 の開催（～2年1月まで。2年4月に報告書を公表）
令和 2年	4月	「 中国における営業秘密管理マニュアル 」の公表
	5月	「 テレワーク時における秘密情報管理のポイント 」の公表
	6月	「 渉外事案の適用関係の概要と民事訴訟における考えられる主張ポイント集 」の公表

PR・相談

○経産省セミナー：229回（平成27年7月～令和2年3月）
（不競法関連）
－うち、営業秘密について説明：183回
－うち、警察庁・都道府県警・公安調査庁と連携：56回

○INPIT「営業秘密・知財戦略相談窓口（営業秘密110番）、関西知財戦略支援専門窓口」への相談：825件（令和元年度）

平成30年以降の主な事案

精密部品会社の設計図などを持ち出し開示したとして、元従業員および漏えい先役員を逮捕。その後、漏えい先役員は、営業秘密の国外使用などの容疑で追送検。（H30.12）※

OA機器販売会社から営業秘密を不正に持ち出したとして、元取締役と元従業員を書類送検。（H31.3）

スポーツ用品メーカーから秘密情報を持ち出したとして、元従業員を逮捕。罰金50万円の略式命令。（H31.4）

切削工具メーカーの設計データを持ち出したとして、元従業員を逮捕。懲役1年2月、罰金30万円の判決。（R1.6）

人材派遣会社の営業に関する情報を他社へ不正に開示したとして、元従業員を逮捕。（R1.12）

在日ロシア通商代表部の外交官に唆され、大手通信関連会社の機密情報を不正に取得した疑いで元従業員を逮捕。（R2.2）

塗料メーカーから建設用塗料のデータを複製し、転職先の競合会社へ漏えいさせたとして、元従業員を逮捕。懲役2年6月（執行猶予3年）、罰金120万円の判決。（R2.3）

システム開発会社の営業情報を持ち出し開示したとして、元従業員を逮捕。（H31.1）

ITコンサルから従業員名簿等を持ち出し開示したとして、元従業員を逮捕。懲役1年（執行猶予3年）、罰金50万円の判決。（H31.3）

新聞社から社員の賃金データ等を持ち出したとして、元従業員を書類送検。（H31.4）

鉄鋼メーカーから技術情報を海外企業へ漏えいさせたとして、元従業員に損害賠償として約10億円の支払い等が命じられた（東京地裁）。（H31.4）

電子部品等製造メーカーから技術情報を国外で使用する目的で不正に持ち出したとして、元従業員を逮捕。（R1.6）※

パチンコ店から当たる確率の高いパチスロ機の設定情報を不正に取得したとして、元店長を逮捕。罰金50万円の略式命令。（R2.2）

人材派遣会社から、派遣社員の個人情報などを不正に持ち出して使ったとして、元従業員3名を逮捕。（R2.5）

地方銀行の顧客情報を漏えいさせたとして、元行員を逮捕。（R2.3）

※平成27年改正で導入された海外重罰規程の適用案件。
（出典）事例については各種報道等を基に経済産業省作成。（令和2年6月3日時点）

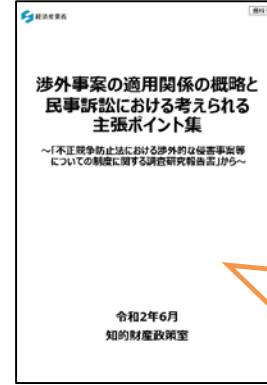
2. 営業秘密の保護・活用 ⑤新たな課題への対応 ～調査研究報告書等の公表～

渉外事案の適用関係の概要と民事訴訟における考えられる主張ポイント集

- ✓ 不競法の中長期的な課題を検討するため、産業界、法曹実務家、学識経験者からなる研究会で
 - ① 渉外侵害事案に関する不競法の適用関係の整理
 - ② 訴訟システム・新たな行為類型に関する検討（特許法・意匠法等の改正を受けた検討）
 - ③ 営業秘密侵害罪の罰則強化の必要性、等を議論。
- ✓ ①～③の検討結果について報告書として取りまとめ、公表。（令和2年4月）
- ✓ 特に、①に関連して渉外侵害事案への対応について、**企業の訴訟戦略に資するものとして「主張ポイント集」**を取りまとめ、公表。（令和2年6月）



▶ 報告書

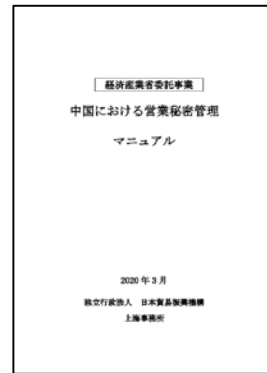


▶ ポイント集



中国における営業秘密管理マニュアル

- ✓ 経済産業省では、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえて、専門家によるハンズオン支援と情報提供活動を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業アウトリーチ事業」を令和元年度から開始し、令和2年度も引き続き実施。
- ✓ 同事業において令和元年度に作成した「中国における営業秘密管理マニュアル」を公表。（令和2年4月）
- ✓ 中国における**裁判例やプラクティス**、**営業秘密支援事業における日系企業の改善事例や、専門家のハンズオン支援での経験**も踏まえて、基本マニュアルとして取りまとめ。

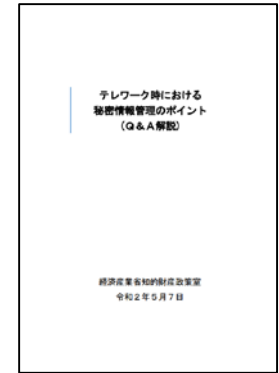


▶ マニュアル



テレワーク時における秘密情報管理のポイント

- ✓ 多くの企業でテレワークが導入・実施されている昨今の情勢に鑑み、「テレワーク時における秘密情報管理のポイント」を公表。（令和2年5月）
- ✓ 不正競争防止法上の「営業秘密の保護」の観点から、**企業の秘密情報を適切に守りながらテレワークを実施していく上でのポイント**をQ&A形式で取りまとめ。
- ✓ 今後の社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じ見直しを行う予定。



▶ テレワークQ&A





中国における**営業秘密の管理体制をサポート**します！

製造に関するデータやノウハウ、経営に関する情報をきちんと管理していますか？
現在の管理体制を、現地の法律規則の観点からチェックしましたか？

事業運営に関わる多くの情報は営業秘密になりえます。例えば…

技術に関する情報

図面、製造ライン、調合の配分、生産計画などの製造に関するデータやノウハウ等

経営に関する情報

仕入れ先、納入先リスト、原材料価格、販売計画、投資計画などの経営に関する情報等

営業秘密の流出により、競合他社の品質、競争力が向上し、
売上の低下、戦略の再構築、訴訟に巻き込まれる可能性も・・・

大丈夫かな…
と思ったら

ジェトロのサポートをぜひご活用ください

- ・ 中国に所在する日系企業を対象に、専門家による営業秘密の管理体制をサポートします。
- ・ 具体的なサポートの内容は、ご要望に応じカスタマイズが可能です。
- ・ (支援メニュー例)
 - 現在の管理状況のチェック、提案、社内規定・契約書面レビュー、管理職・従業員向け研修
- ・ 費用 無料 (上限時間数20時間)

お問い合わせ先

知的財産課 (中国担当：赤澤、中山)

E-mail : CHIZAI@jetro.go.jp TEL : +81-(0)3-3582-5198

公募ページ https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html



ご利用企業の声

＜意識の向上＞

- ・営業秘密の管理不備についての指摘を受けることで、現地スタッフだけでなく会社全体の営業秘密管理の意識の向上を図ることができた。
- ・研修会での弁護士による講演のおかげで、社員の営業秘密漏えい防止の意識が向上した。

＜知識の向上＞

- ・営業秘密管理の重要性について、それぞれの役職や部門に適正な指導を実施できた。
- ・中国における営業秘密漏えい事件の事例を聞くことができた。
- ・現地の法律を踏まえての専門家からのアドバイスをいただいた。
- ・第三者から社内を確認してもらう事で自分達では気づかなかった問題点を確認する事ができた。
- ・現地スタッフには中国語、日本人スタッフには日本語での教育を行っていただいたのでとても理解しやすかった。
- ・社内では言いづらい内容でも第三者の立場として明確にご指摘いただいた点がありがたかった。
- ・保有情報をリスト化し、リスク区分と権限を整理した結果、管理の明確化を図ることができた。

3. データの保護・活用 ～データ利活用のポイント集・てびき～

データ利活用のポイント集



【表1. データ活用における企業のチェックシート】

項目	データを活用する際の留意点	実行を推奨する事項	ポイント
1	データ活用による新たな価値の創出	・ 組織的・体系的にデータ活用を推進	100
2	データ活用による新たな価値の創出	・ データ活用による新たな価値の創出を推進	100
3	データ活用による新たな価値の創出	・ データ活用による新たな価値の創出を推進	100
4	データ活用による新たな価値の創出	・ データ活用による新たな価値の創出を推進	100
5	データ活用による新たな価値の創出	・ データ活用による新たな価値の創出を推進	100
6	データ活用による新たな価値の創出	・ データ活用による新たな価値の創出を推進	100
7	データ活用による新たな価値の創出	・ データ活用による新たな価値の創出を推進	100
8	データ活用による新たな価値の創出	・ データ活用による新たな価値の創出を推進	100
9	データ活用による新たな価値の創出	・ データ活用による新たな価値の創出を推進	100
10	データ活用による新たな価値の創出	・ データ活用による新たな価値の創出を推進	100

知りたい項目を
探しやすいように
Q&A形式で掲載。

データ利活用の留意点を網羅的に説明したポイント集。データ利活用に前向きになるような成功事例や、ポイントがQ & A形式で掲載。「データ利活用チェックシート」を活用し、気になる点だけ確認することも可能。

掲載URL（経産省HP）：
（見開き版）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/datapoint.pdf>

（A4版）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/A4_datapoint.pdf

データ利活用のてびき



CONTENTS
データ利活用の利点とは
データ活用で
新たな企業価値を見出そう！
社内の役割
・ 経営者による環境づくり
・ 実務者によるデータの活用
実務者の注意
① 提供
② 取得・保有
③ 使用
機密データとは
データを不正流通から守るために
こんな時どうする？
・ 部門ごとに対応できない場合は？
・ 万が一の不正行為への備えは？



専門外の人にも
読みやすいよう図解。

データ利活用のエッセンスをまとめた「データ利活用のポイント集」の概要版。データ利活用に取り組み始めたい方向けの入門編。

掲載URL（経産省HP）：
（見開き版）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/datatebiki.pdf>

（A4版）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/A4_datatebiki.pdf

(参考) 「限定提供データ」として法律による保護を受けるための3つの要件

不正競争防止法第2条第7項 ←平成30年改正（令和元年7月1日施行）

この法律において「限定提供データ」とは、①業として特定の者に提供する情報として②電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により③相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。

「業として特定の者に提供する」（限定提供性）

「業として」とは反復継続的に提供している場合（実際には提供していない場合であっても反復継続的に提供する意思が認められる場合も含む）をいう。「特定の者」とは一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。

事例 「業として」：データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合（各人に1回ずつ提供している場合も含む）
「特定の者」：会員制のデータベースの会員

「電磁的方法により相当量蓄積され」（相当蓄積性）

社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有すること。「相当量」は個々のデータの性質に応じて判断されるが、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案される。なお、管理するデータの一部であっても、収集・解析に当たって労力・時間・費用が投じられ、その一部について価値が生じている場合は、相当蓄積性に該当する。

事例 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータ（電磁的方法により蓄積されることによって取引上の価値を有していると考えられる場合）。

「電磁的方法により管理され」（電磁的管理性）

特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていること。具体的には、ID・パスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要である。

事例 ID・パスワード、ICカードや特定の端末、トークン、生体認証によるアクセス制限。

適用除外（第19条）

・秘密として管理されているもの／オープンなデータと同一のもの

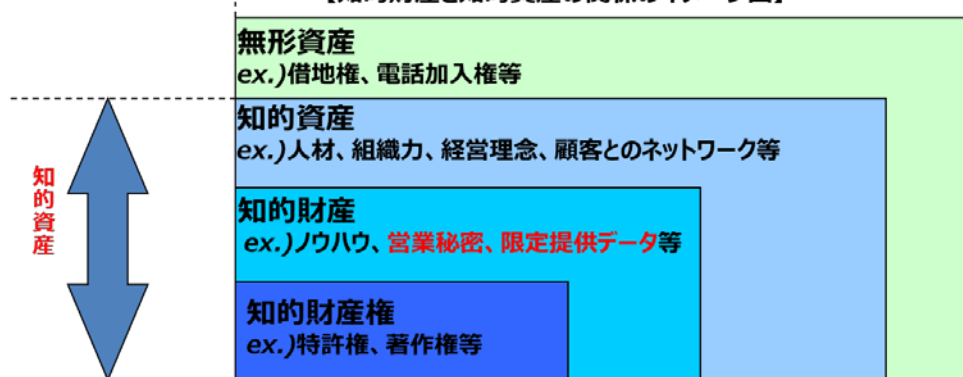
4. 「知的資産経営」の推進 ①知的資産経営について

「知的資産」とは

財務諸表に表れない経営資源の総称

人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド・データなど）、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク 等

【知的財産と知的資産の関係のイメージ図】



知的資産経営においては、狭義の知的財産と区別するために、「知的資産」という概念を「知的財産」と同義ではなく、それらを一部に含みさらに組織力、人材、顧客とのネットワークなど企業の「強みとなる、目に見えにくい経営資源を総称したものと幅広く捉えています。

「知的資産経営」とは

自社の強み（知的資産）を把握し、それを活用することで業績の向上に結び付ける経営



- ✓ 知的資産を見える化し、ステークホルダーとのコミュニケーションツールに活用
- ✓ 目標を設定し、経営を実践することで、業績の改善に

4. 「知的資産経営」の推進 ②知財室の取組み

①後援名義「知的資産経営WEEK」



知的資産経営
- WEEK -
2019

後援：経済産業省
2019年11月～順次開催

イベント一覧

- 11月15日(金) 新たな価値創造によるオンリーワン企業を目指して ～大企業時代をどう生き抜くか？～
- 12月3日(火) 見えざる資産が会社を変える～知的資産経営のススメ～
- 12月5日(木) 知的資産経営WEEK2019埼玉フォーラム
- 1月23日(木) 小山町発信！！見えざる資産が会社を変える ☆知的資産経営のススメ☆

過去のページへ

- 知的資産経営WEEK2018
- 知的資産経営WEEK2016
- 知的資産経営WEEK2015

- 普及啓発イベント「知的資産経営WEEK」を開催
- イベント参加団体に対し、後援名義の使用許可
- 特設サイトにて、イベント内容を周知

②知的資産経営ポータルでの周知



知的資産経営ポータル

「見えない強み」の把握、活用、発信を通じた企業の経営改善について、様々な政策や情報を発信しています。

- 知的資産・知的資産経営とは
- イベント
- 支援団体・リンク
- 知的資産経営WEEK2019
- 知的資産経営を展示・評価する展覧
- 中小企業の特長へ
- 知的財産情報の開示について

注目情報

- 知的資産経営WEEK2019 (New!)
- 地域金融機関と連携した知的資産経営の推進について (2013年12月)
- 中小企業の知財管理体制構築までの道筋 (2013年7月)
- 地域金融機関と連携した中小企業の見えざる強み活用 (2013年4月)

知的資産経営報告の開示事例

- 知的資産活用センター
- 近畿経済産業局
- 日本経営士協会 首都圏支部

ガイドライン・報告書

- ガイドライン・報告書一覧

- ポータルサイトを運営
- イベント情報や、報告書等を掲載
- 各種支援団体へのリンクを掲載

5. 営業秘密で困ったことがあれば ～相談窓口・関係情報について～

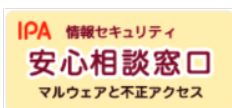
<相談窓口等>

- ◆ I N P I T ((独)工業所有権情報・研修館)
営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密 110 番～
自社の情報が漏れてしまったかも？と思ったときはこちらの窓口にご相談下さい。
その他、営業秘密管理や知財戦略に関するご相談も、知的財産戦略アドバイザーや知財専門家が無料で応じます。
 - 営業秘密・知財戦略ポータルサイト：
<https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/>
 - 相談窓口： 03-3581-1101(内線3844)
trade-secret@inpit.go.jp
平日9:00～17:45(受付17:30まで)
 - 全国47都道府県の知財総合支援窓口：
<http://chizai-portal.inpit.go.jp/>
全国共通ナビダイヤル 0570-082100 でお近くの支援窓口につながります。

◆ I P A (独) 情報処理推進機構 情報セキュリティ安心相談窓口

コンピュータウィルス及び不正アクセスなどの情報セキュリティに関する技術的なご相談はこちらをご確認ください。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>



◆ 営業秘密関連情報サイト【営業秘密のツボ】 営業秘密官民フォーラム「メールマガジン」バックナンバー



<https://www.ipa.go.jp/security/economics/mailmag/index.html>

<関係資料等>

◆ 経済産業省 不正競争防止法解説ウェブサイト

「逐条解説 不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関するさまざまな資料を掲載しております。

検索エンジンから！



不正競争防止法 知的財産政策室

検索

QRコードから！



◆ 知的財産政策室 公式Instagram始めました！

知的財産政策室では、新しい広報ツールの1つとして、Instagramのアカウント『meti_chizai_official』を作成し、Instagramでの情報発信を進めております。
是非皆さまご覧いただき、フォロー頂けると幸いです。



不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL: 03-3501-3752

E-mail: chitekizaisan@meti.go.jp

(参考) 知財室公式インスタアカウントの投稿内容

不正競争防止法

不正競争行為について①

～混同惹起～



みなさん、こんにちは！
今回から、不正競争行為の詳細について
ご紹介していきます！

もりの花道

「営業秘密」とは、以下の
3つの要件を満たしたもの

- ①秘密として管理されていること
- ②有用な技術上又は営業上の
情報であること
- ③公然と知られていないこと



上記の3要件を満たせば、
ノウハウや営業の対応マニュアル等も
営業秘密に該当する可能性があります！

↓データ利活用のポイント集 ↓データ利活用のてびき



「データ利活用のポイント集」や
「データ利活用のてびき」では、
データ活用に取り組み始めたい方向けに、
気になるポイントのQ & A解説や企業の成功
事例を紹介しています！

豚肉を混ぜたひき肉を
「牛100%」と表示して
出荷してしまう。



不競法違反
となる可能性があります！



誤解を招くような
ウソの表示はだめですよ！

知的資産とは、
目に見えにくい経営資源

- 【知的資産】
人材、組織力、顧客とのネットワーク、技能等
- 【知的財産】
データ、営業秘密、ノウハウ等
- 【知的財産権】
特許権、実用新案権、
著作権等



特許やデータを含む「知的財産」よりも、
広い概念で捉えることが特徴です。

ご清聴、ありがとうございました。